

東京電力ホールディングス株式会社に対する第15次損害賠償請求

交渉の概要

令和5年8月3日(木)、第15次損害賠償請求として、県及び市町村等が原発事故に伴う放射線影響対策に要した費用総額1億1,900万円余の賠償請求書を東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)に手交しました。

併せて、県及び4市町の代表者と東京電力の幹部職員との直接交渉を実施しました。その概要は、以下のとおりです。

1 日時

令和5年8月3日(木) 14時00分から14時45分まで

2 場所

岩手県庁12階 特別会議室

3 出席者

- ア 県 復興防災部長、環境生活部長、農林水産部長 ほか
- イ 市町村等 花巻市防災危機管理課長、一関市生活環境課長、奥州市生活環境課長、平泉町町民福祉課長、岩手県市長会事務局次長、岩手県町村会政務共済課長
- ウ 東京電力 公共補償センター所長、仙台事務所副所長 ほか

4 交渉の概要

[市町村等]

- 放射性物質測定や出荷制限等、**原発事故の影響**が残されている。
- **市民の不安解消**のため、放射性物質の測定を行っているが、**原発事故がなければ行う必要がないものである。誠意ある対応**を求める。

- 今回請求する**放射線量測定等の経費や専任職員の人件費**は原発事故がなければ必要がないものであり、**速やかに賠償に応じられたい**。
- 事故の原因者として**責任を自覚し、誠意をもって対応してほしい**。

- 市内には**国庫補助で除染したもの**のほか、**市民等による除染で発生した除染土が、民家を含め数多くの場所に残されている**。
- 追加的費用のみ認められるという判例に基づき、**人件費の請求内容を精査しているが、忸怩たる思いがある。原発事故が無ければ更に職員削減・市民サービスを行えたと考えられ、最大限の努力を求める**。

- **汚染状況重点調査地域**の指定解除までは、**安全安心のため、放射線量測定などの業務を行う職員を配置せざるを得ない**。
- 時間の経過により収束するような**安易な問題ではないことを認識し、事故発生の当事者として誠意ある対応をお願いしたい**。

[県]

(農林水産部)

- 原木しいたけの産地再生には、新規参入者の確保や経営規模の拡大により生産量を事故前の水準まで回復させることが重要。新規参入者等も既存の生産者と同様に賠償対象とするよう強く求める。
- 農林水産関係の各損害賠償協議会、産直等の生産団体の損害賠償請求について、被害の実態に即した十分な賠償を強く求める。

(環境生活部)

- 環境放射能のモニタリング、食品や野生鳥獣肉の検査等の対応を余儀なくされており、今回の賠償請求にも速やかに応じられたい。

(復興防災部)

- 県の直接請求から合意までに要する期間が長期化しており、処理状況についても十分な説明がなされないという対応が見られる。市町村等においては、さらに多くの期間を要しているものがあるため、被害者に寄り添った柔軟かつ迅速な賠償を行うよう求める。
- 令和5年7月25日に4度目のADR申立てを行った。ADRセンターの判断を尊重し、誠実かつ迅速に進めていく姿勢を示してほしい。
- ALPS処理水の処分については風評被害への懸念や丁寧な説明を求める声がある。事故の原因者として科学的根拠に基づくより丁寧な説明や、処理技術の研究開発など、必要な取組を進めていただきたい。

[東京電力]

- 皆様の発言を聞き、弊社の起こした事故の影響の大きさ、責任の重さを痛感している。改めて皆様にお詫び申し上げたい。
- 測定や賠償請求が職員の負担になっているとのお話をいただいた。時間内人件費は、これまで支払いに繋がっていないが、事情を伺い、なんとか追加的費用と解釈できないか知恵をしばっていききたい。
- 各市町や県の各部長からお話のあった住民不安解消のための測定費用、人件費などについては、事情を伺いながら対応していききたい。
- 本来直接請求の中で解決すべきところ、ADR申立てをしなければならないことを重く受け止め、後年度の直接請求の中で、これまでのADRの和解内容を展開することができないか、検討していききたい。
- 請求から支払いまでに期間を要しているのご指摘について、大量の書類の確認を要する場合もあるが、適切に対応していききたい。
- しいたけ原木購入の掛かり増し経費については、必要かつ合理的な範囲で賠償しており、新規参入する方や事業規模拡大に対する損害賠償は困難だが、請求があった際には、事情を伺い、御説明したい。
- 生産団体に対する請求手続きの説明など個別に対応していききたい。